

平成28年度 臨時福祉給付金と 障害・遺族基礎年金受給者向け給付金 の受付が始まります。

①臨時福祉給付金

1. 支給対象者

- ア. 平成28年1月1日時点で、大和郡山市の住民基本台帳に登録されている
(平成28年1月1日以降に死亡した場合は除く)
- イ. 平成28年度分の市民税(均等割)が課税されていない
- ウ. 市民税(均等割)が課税されている人に扶養されていない
※扶養されている場合とは、税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者、白色事業専従者・16歳未満の年少者になります。
- エ. 生活保護制度の被保護者となっていない

2. 支給額

1人につき 3千円 (1回限り)

②障害・遺族基礎年金受給者向け給付金

1. 支給対象者

- ア. 左の①臨時福祉給付金を受給できる人
↑
- イ. 平成28年5月分の障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人
※障害厚生年金・遺族厚生年金のみの受給は対象外です。
- ウ. 高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)を受給していない人
※大和郡山市外ですすでに受給している人も対象外です。

2. 支給額

1人につき 3万円 (1回限り)

■ 給付金支給対象者診断チャート ※この図は一般的な場合を想定しています。

